

設 計 書

公共下水道処理施設水質測定及び汚泥分析業務委託

鹿 沼 市 上殿町外
工 期 令和9年3月31日 まで

設 計 概 要

黒川終末処理場及び栗野水処理センターに係る次の測定業務を実施する。

流入水	24回/年×3か所(10項目)	1式
放流水	24回/年×2か所(14項目)	1式
放流水	2回/年×2か所(34項目)	1式
脱水汚泥(含有)	2回/年×2か所(12項目)	1式
脱水汚泥(溶出)	2回/年×2か所(26項目)	1式

検 算 者

設 計 者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

設 計 書

業務委託費 円

内 訳

業務価格 円

消費税相当額 円

変更前回実施			変更今回		
設計額	委託価格		設計額	委託価格	
	消費税			消費税	
	請負委託費			請負委託費	
請負額	請負価格		請負額	請負価格	
	消費税			消費税	
	請負代金			請負代金	
請負率			増減額		

変更理由

工種	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
分析業務							
	流入水		式	1			第1号内訳書
	放流水		式	1			第2号内訳書
	脱水汚泥(含有)		式	1			第3号内訳書
	脱水汚泥(溶出)		式	1			第4号内訳書
直接業務費							
業務価格							万円未満切捨て
消費税相当額			%	10			
業務委託費							
鹿 沼 市 役 所							(乙)

内 訳 書						
材 料	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
放流水						
水素イオン濃度（水素指数）	24回／年×2箇所	48	検 体			見積りによる
生物化学的酸素要求量(T-BOD)	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
生物化学的酸素要求量(C-BOD)	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
化学的酸素要求量	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
浮遊物質	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
大腸菌数	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
全窒素	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
アンモニア性窒素	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
亜硝酸性窒素	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
硝酸性窒素	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
全りん	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
よう素消費量	24回／年×2箇所	48	検 体			〃
フェノール類含有量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
銅含有量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
亜鉛含有量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
溶解性鉄含有量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
溶解性マンガン含有量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
クロム含有量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
カドミウム及びその化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
シアン化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
小 計	22項目(採取・分析)	704検体				

内 訳 書							放流水
材 料	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
有機燐化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			見積りによる	
鉛及びその化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
六価クロム化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
砒素及びその化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀全量	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
アルキル水銀化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
ポリ塩化ビフェニル	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
チウラム	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
シマジン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
チオベンカルブ	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
セレン及びその化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
ほう素及びその化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
ふっ素及びその化合物	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
アンモニア、アンモニア化合物、硝窒素及び亜硝酸性窒素	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
ジクロロメタン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
四塩化炭素	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
1, 2-ジクロロエタン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
1, 1-ジクロロエチレン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
1, 1, 1-トリクロロエタン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
1, 1, 2-トリクロロエタン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
トリクロロエチレン	2回/年×2箇所	4	検 体			〃	
小 計	22項目(採取・分析)	88検体					

脱水汚泥（含有）		内 訳 書				
材 料	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位			摘 要
含水率	2回／年×2箇所	4	検 体			見積りによる
強熱残留物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
亜鉛	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
カドミウム及びその化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
クロム	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
水銀全量	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
セレン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
銅	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
鉛	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
ニッケル	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
砒素及びその化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃
合 計	12項目（採取・分析）	48検体				

脱水汚泥（溶出）		内 訳 書					
材 料	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
水素イオン濃度	2回／年×2箇所	4	検 体			見積りによる	
カドミウムその化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
シアン化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
有機燐化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
鉛又はその化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
六価クロム化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
砒素又はその化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
水銀又はその化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
アルキル水銀化合物	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
ポリ塩化ビフェニル	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
ナフタレン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
シマジン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
オキサベンゾ	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
セレン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
ジクロロメタン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
四塩化炭素	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
1,2-ジクロロエタン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
1,1-ジクロロエタン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
1,2-ジクロロエタン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
1,1,1-トリクロロエタン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
1,1,2-トリクロロエタン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
トリクロロエタン	2回／年×2箇所	4	検 体			〃	
小 計	22項目（採取・分析）	88検体					

公共下水道処理施設水質測定及び汚泥分析業務特記仕様書

1. 目的

鹿沼市下水道事務所で管理している、黒川終末処理場及び粟野水処理センターに係わる流入水、放流水及び脱水汚泥の環境管理と系外排除の実態を把握し、公害防止の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 試料の採取日時・場所

鹿沼市が指定する日時に、指定された場所で採取する。

3. 分析期間

令和8年4月から令和9年3月の間で、鹿沼市と受託者とが協議の上定めることとする。

4. 分析内容及び回数

設計概要書のとおりとする。

5. 入札の方法

設計概要書に記載された分析業務について一括して発注するものとし、入札書に記載する金額は合計金額とし、消費税相当額は含めないものとする。

6. 成果品の提出

分析結果については、計量証明書を3部と基準比較表を作成し、関係機関へ報告が伴う場合は、その必要とする部数の報告書及び電子データを提出するものとする。

7. 委託料の請求

鹿沼市と受託者とが協議の上定め、鹿沼市の指定する請求書により成果品提出の翌月までに請求するものとする。

8. その他

- (1) 当該業務に係る必要な器具、消耗品などはすべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、関係機関から許可を受け、自己所有の分析機関において相当なる経験を有する技術管理者のもとで当該業務を実施しなければならない。
- (3) 分析で得られた結果は、他に漏らしてはならない。
- (4) 分析完了後といえども成果品に疑義が生じた場合は、受託者の責任において対処しなければならない。
- (5) 分析業務は、JIS-K0102、JIS-K0125、環境庁告示第59号及び関係省庁で定めた検査方法に基づいて行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、鹿沼市と受託者が協議して定めるものとする。
- (7) 法令の改正により、消費税等の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税の額を算定するものとする。

栗野水処理センター位置図

